

OKHOTSKBLUE RUGBY FOOTBALL CLUB JUNIOR 規約

(名称及び事務局)

第1条 本クラブは、「OKHOTSKBLUE RUGBY FOOTBALL CLUB JUNIOR」(以下、OKB ジュニア)と称し、事務局は代表宅に置く。

(目的)

第2条 OKB ジュニアは、小中学生及び未就学児を対象とした、ラグビー競技を行うラグビースクールとして以下のことを目的とする団体である。

- (1) スポーツの楽しさを経験することと体力・健康増進
- (2) 子ども達の心身の健全育成、仲間づくり、相互信頼の醸成
- (3) ラグビー競技の理解及びラグビーの基本技術の習得

(基本理念)

第3条 OKB ジュニアは目的達成のために以下の基本理念に基づき活動する。

- (1) ラグビーを通じた健全な青少年の育成
- (2) オホーツク圏を中心としたラグビーの普及・競技力の向上

(活動)

第4条 本クラブは、目的達成のために以下の活動を行う。

- (1) 練習及び練習試合
- (2) 各種大会・ラグビー祭への参加
- (3) チームワーク向上を目指すレクリエーション
- (4) その他、目的達成に必要なこと

(チームカテゴリー)

第5条 OKB ジュニアは、以下のカテゴリーでのチーム編成及び指導を行う。

- (1) 中学生
- (2) 小学高学年(5～6年生)
- (3) 小学中学年(3～4年生)
- (4) 小学低学年(1～2年生)
- (5) 未就学児
- (6) 初心者カテゴリー(但し、一定期間を経て上記カテゴリーのチームに編入していくものとする)

(指導者)

第6条 各カテゴリーには、以下の指導者を置く。

- (1) 代表コーチ 1名
- (2) 学年コーチ 若干名

(指導者の任務)

第7条 代表コーチは、各カテゴリーチームの代表とし、練習及び試合について総括する。

2 コーチは、代表コーチを補佐し競技の指導にあたるとともに、代表コーチ不在の時はその任務を代行する。

(入会資格)

第8条 OKB ジュニアの入会資格は、ラグビーフットボールに興味があり、上手になりたいと思っている、概ね5歳から中学3年生までの幼児・児童・生徒とする。

2 入会希望者は、全ての責任は保護者にあることを承認の上、書面をもって届出するものとする。

3 退会希望者は書面をもって届出するものとする。但し、入会后小学校6年生及び中学校3年生の卒業退会については、その限りではない。

(団員の義務)

第9条 OKB ジュニアとしての自覚を持ち、積極的にクラブ活動に参加すること。

(選手会の構成)

第10条 OKB ジュニアでは選手会を結成し、中学生及び小学生において以下の役職を置く。

(1) 主将 1名

(2) 副将 若干名

2 上記の人選については、OKB ジュニア役員会にて行い、代表が任命する。

3 任期は1年とするが、再任は妨げない。

(運営)

第11条 OKB ジュニアの運営はOKB ジュニア運営スタッフが行うものとし、その内容は別に定める「オホーツクブルーラグビーフットボールクラブジュニア運営規則」に則って運営される。

(役員会)

第12条 役員会はOKB ジュニアの運営にかかる一切の決定権及び執行権を有する。詳細は、OKB ジュニア運営規則に定める。

(情報の開示)

第13条 OKB ジュニアの運営に係る次項については、年1回以上関係者及び保護者に報告することとする。

(1) 活動計画

(2) 活動報告

(3) 予算・決算

(4) 規約及び運営規則の改廃

(5) その他、開示が必要と認められる事項

(会 計)

第14条 OKB ジュニアの経費は会費及びその他の収入によって運営される。会費については、OKB ジュニア運営規則に定める

(会 計 年 度)

第15条 OKB ジュニアの会計年度は、4月1日から始まり3月31日でもって終わる。

(事 故 等 の 対 応)

第16条 OKB ジュニアは、安全を第一に活動するが、その中で万一事故等が発生した場合、応急の措置は実施するが、その後の責任を負わない。補償はスポーツ傷害保険の給付範囲を限度とする。

(保 険)

第17条 本クラブに入会と同時に、全員がスポーツ傷害保険に必ず加入するものとし、万一事故等があった場合の補償については、当該スポーツ傷害保険の給付規定の範囲とする。

(遠 征 等)

第18条 大会・遠征等の交通手段は、基本的に父母の車で対応するものとする。但し、諸事情により、乗り合わせをする場合は、移動中の事故等に関して運転者には一切の責任追及をしないと同意した者のみを搬送することとし、万一事故等があった場合は、運転者個人の責任とはせず、車輛任意保険・自賠責保険・スポーツ保険の補償のみとする。

2 長距離移動を要する遠征について場合によってはバスにて対応する。その場合、負担金等が発生することがある。詳細については、役員会によって協議し、決定するものとする。

附 則 この規約は、平成27年 5月 1 日より施行する。